

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

平成30年8月7日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）参加申込期間

平成30年8月16日午後1時から同年9月3日午後11時まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

2 公売（入札）期間

平成30年9月10日午後1時00分から同月18日午後1時00分まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

3 公売の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

4 公売の方法

期間入札

5 売却決定の日時

平成30年9月25日午前10時00分

6 売却決定の場所

京都市行財政局税務部収納対策課

7 買受代金の納付期限

平成30年9月25日午後2時30分

8 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

10 公売財産の表示, 公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

11 その他事項

(1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。

(2) 公売保証金の納付は、自己名義などのクレジットカードによる納付によるものとします。ただし、本市では、「公売参加者がヤフー株式会社に対して、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権の付与並びにクレジットカードによる請求処理をヤフー株式会社の必要によって第三者へ委託し、公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で公売参加申込者の個人情報を当該委託先へ開示することの承諾およびインターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意していること」を条件としたヤフー株式会社を代理とするクレジットカードによる納付に限るものとします。

(3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。また、見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合、追加入札は開札の日に関札に引き続いて期日入札の方法により行います。

なお、最高価申込者の決定にあたっては、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDを最高価申込者の氏名（名称）とみなします。

(4) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。

なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

(5) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。

(6) 本市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。

(7) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返品できません。

(8) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各税務センターに備え付けています。

(9) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。

(10) 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、もしくは不正に使用される等に

より損害を受けた場合、本市は何ら補償しません。

(11) その他については、京都市インターネット公売ガイドラインによります。

なお、その内容については、行財政局税務部収納対策課のホームページで閲覧することができます。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財 1 1

2 見積価額

980,000円

3 公売保証金

100,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市伏見区景勝町

地 番 56番26

地 目 宅地

地 積 37.61㎡

(2) 建物

所 在 京都市伏見区景勝町56番地26

家屋番号 56番26

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床面積 27.10㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、近鉄京都線「伏見」駅から南西方へ約0.8km（道路距離）に位置します。

(2) 公売財産(1)は、間口（南側）約3.8m、奥行約9.9mのほぼ長方形地であり、幅員約3.8mの舗装私道（建築基準法上の道路でない）に等高に接面し、公売財産(2)の敷地として利用されています。公売財産(1)は舗装私道に南側の約7.2㎡を供出しているものと推定されます。

(3) 公売財産(2)の実際使用建蔽率は90%程度と、基準建蔽率60%を超過しています。

(4) 公売財産(2)の建築時期は昭和35年12月頃であり、経年相応の摩滅・老朽化が認

められますが、建物内の一部設備については、約2年前に更新、改修した旨を所有者から聴取しています。

## 6 法的規制、利用状況等

- (1) 準工業地域，指定建蔽率60%（用途地域による），指定容積率200%，20m第三種高度地区，日影規制（二），準防火地域，町並み型建造物修景地区，屋外広告物第6種地域
- (2) 公売財産(2)の玄関扉及び屋根の一部が南側私道に越境しています。
- (3) 所有者から，平成30年2月現在，所有者の親族が使用貸借により使用しているものの，契約書等は存在しない旨を，聴取しています。

## 7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は，隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は，所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産は，国税徴収法第89条第3項の規定に基づき，一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課  
TEL：075-213-5215

(行財政局税務部収納対策課)